

理財局特別情報

第三十一大号

(昭和三十二年二月十日)

理財局



米国の企業集中に関する問題

- | | |
|----------------|-----|
| 一、序 | 一頁 |
| 二、トラスト禁圧時代 | 一二頁 |
| 三、トラスト緩和時代 | 一九頁 |
| 四、トラスト政策の変化 | 二二頁 |
| 五、今次大戦中の租借禁圧政策 | 二三頁 |
| 六、最近における動向 | |

一、序
米國經濟は古来自由平等の思想から発展乃至獨占を容忍し、自由經濟主義を標榜したつたものであるが、企業界は、企業の競争権を擴大し、独占的利潤を増大する諸方策を講ずることは自由經濟組織下にはまだ当然的現象である。これに對し連邦政府及び州政府は国民经济の正常な發展を保護しようとする立場から、蘇は米國經濟の世界的優位性を確立しようとする立場から、この傾向に対する方策は與ずしも一でなかつた。

二、トラスト禁圧時代
企業集中の傾向が獨占トラストへ進むに及び、これは産業の正常な發展を阻害するものとし、トラスト禁圧のため一連の立法が行はれた。この時代は一八九〇年から一九一〇年

事の連帶通商委員會議の設立に至るまでの間と並んでの
である。
米国のトラスト禁止法の骨髄をなすものは、シヤーマン法
へ正式には建物トラスト禁止法一であり、他の立法はこれ
の補充的意義を持つに過ぎない。

ノシヤーマン法の成立前の事情

(一) 企業の剩余乃至提携等の資本集中はその自体違法のものではないが、これにより通商の自由に対する制限は普通法に抵觸する所からとして禁止されてゐた。一八九三年二月一ノシヤーマン州の会社法を改正し、会社はハーフモードに設立された他のいかなる会社の証券をも買取保有を認め、かつこれの一切の所有權を行使するこ事が認められ此、即ちヨルモード・カンパニー設立は全く自由となつたのである。この規定は同州の会

議院、その他の公議を経てすることを憲法判決の判例は会社法を改正し、この株会社の設立を公許するようになり、一九〇〇年には一四九の議会が行ぬれ、三七八四百萬ドルの資本が想定された。かゝる方法により近畿のトラスト発展は促進された。

(二) 独占的トラスト傾向を防ぐために、「通商の自由を保護」の立場から普通法が適用された外、それが脅威を防ぐするためメリーランド、オカラリナ、フロリダ等の諸州の憲法は直接、企業独占に対する禁止規定を設けてゐた。然し産業の發展、特に企業は制限法規をのがれて遂次新型態を現出するようになり、この傾向を阻止することが出来なかつた。かゝるうちにトラスト許りではなく、その他の形式によつて一切の資本集中は

〔国民の供給する物質に不当な負担、あるいは運賃を

謀することは国民生活を圧迫するものであり

(3) 国民大衆より自然的競争による利益を奪取して相続
税する十数回の不當に至まることは國家の利益
を獲小止めである

ことが認識され、その他の謂に法律により之を禁止
するものが多かつた。

右の實運が濃厚となるに従ひ統一法としてシャーマン
法の成立をみるに至つたものである。

2 シャーマン法

一八八七年十二月上院議員シャーマン氏によつて「通商
及び生産の制限を目的とするトラスト及び連合禁止法案
」として提出され、若干の修正を受けて一八九〇年七月
連邦トラスト禁止法」として成立されたもので同法の主
要點は次ぎの通りである。

(一) 通商自由の確立

州際又は国際通商に於ける一切の不当制限を禁止する

(二) トラスト形成の禁止

州際又は国際通商の自由を制限するトラスト、その他の形
式の契約により、通商の一一部を独占し、或は独占の目的
をもつて一人若しくは二人以上と結託することは違法と
しこれらの結合は全て無効とする。

シャーマン法の成立により企業集中の阻止について専から
ざる效果を收めたのであるが、同法に云ふ「通商の制限」

「トラスト」の意義は明瞭でないため十分な效果を現は

すには相当の時間が要した。即ち

一九〇三年度米国政府勅令が設立され同省内に会社調査

局を設置し、逐々業にかけ万大企業会社の本拠が詳細に
調査されるに至つた。

この結果は裁判所のシャーマン法

運用上の才銳を萌確にし、左の如き大審院の確定的見解を得るに至つてからである。

(1) シヤーマン法は州際通商法に優先して適用される。

(2) 通商の制限とは完全互制限又は完全独占ならずと自由競争による公衆の利益を奪ひ、州際又は国際的自由の侵害あるもの的一切を包含する。

(3) トラストとは、個人間会社又は個人と会社の期不又は默示の連合不法団結契約で、当事者のために競争を廢除し生産を制限し、商号又は労働の価格を統制するため、労働、資本、収益を結合すること。

3 シヤーマン法以後のトラスト禁压法は状勢の善變に従ひ、産業上の利益を独占しようとすると一部の傾向に対応してシヤーマン法の立法精神を挽き寄せしめるものである。

(4) ウィルソン関税法

一八九四年八月連邦法として成立した。同法は輸入品又

は二重課税とする生産輸出税の懲罰せしめることを目的とする輸入業者間の一宗の契約、訴訟を違法と宣言する。

(5) 会社調査局法

一九〇三年に成立した。本法はルーズベルト大統領の示唆により提案されたもので、財團の貿易に後手する組合及び連合へ公共運輸業を除くの組織及び経営を調査し、これを大統領に報告する会社調査局の拡充を企図したものである。

(6) フレトン法

本法と共に次の聯邦通商委員会法は一九一四年民主党のウイルソン氏大統領に就くや、同党の傳統的モットーとする百貨物税の掃滅を企図したので、これに対する政策を徹底講じて具体化し、シヤーマン法の歴史を偉大なものとする意圖である。本法の主要な事項を列挙すれば次の

通りである。

(1) 営業兼取の禁止

資本金、譲権立金等の合計が百萬弔以上に亘る二個以上ノ新事業会社又は、合計額が五百萬弔以上に達する二個以上の銀行又は信託会社に対し同一人が取締役又は使用人となることを禁じた。

(2) 株式取得の禁止

会社間の競争を減殺し、通商を制限、又は懲戒を行ふ力ある場合、一會社が他会社の株式若くは出資の一一部又は全部を取得することを禁ず。但しこれ結果を生ぜしめない單なる投資として株式を取得することは除外される。

(3) 労働団体の除外

トラスト禁止法のいわゆる條項は、労働者の互助を目的とした資本を所有することなく組合員の合法的行動を

禁止又は拘束しない。

労働者の存在及び行動を禁止するものではない。

(4) 連邦通商委員会法

一九一四年九月制定された。本法は反トラスト機能を一般有効なものとするため連邦通商委員会を設立し、さきに商業及び労働者の一局として設立されれた会社調査局を吸收するものである。

(1) 性格

本委員会は大統領の任命する五名の委員で構成し、聯邦議会及び大統領の指揮監督をうけ、不正競争及びトラスト法違反となる行為を調査し、これを防護するため必要な措置をとり得る自主的行政機関である。

(2) 職掌事項の概要

(1) 大競争又は議会の命令により、トラスト禁止法係り事に付當する取扱を行ふ。

(山) 荒木大臣の申請により會社及び団体にトラスト禁止法適用後にあけるその合法的組織、經營及び營業を維持せしめることのため整理方法を研究し立案す。

(山) 國際又は國際通商に從事する識ての会社、團体、銀

行及び運輸業を除く一の組織、營業、行為、慣習及

びその外部に關係する事項を調査し報告を行ふ。

(山) 会社及び團体がトラスト禁止法違反事件の敗訴の結果を受けた場合、有判決の実態状態を報告する。

(山) クレトン法に規定された諸條項、殊に差別価格、拘束的親附取引契約、株株会社及び相互監督兼任制等に関する調査を行う。

(山) 以上の調査事項に於公益上必要な場合は公表し、行政課分を爲し得る本委員会は現在の不正競争又は相手物トラストを禁止するばかりでなく、この傾向を未然に防止するため公表、監督の権限をもつもので

政策上の新傾向を窺ふことができる。かくて逐次監視されに至つた。しかしこの間に於いて産業の合併は全然なかつたのでではなく、たゞ出く相当行はれてゐたのである。

産業合併一八九〇年—一九〇四年

年 度

合 同 数

資 本 總(千弗)

一八九〇年	一一	一三七、六一一
一九〇一年	一三	一三三、五九七
一九〇二年	一四	一七〇、〇一七
一九〇三年	一五	一五大、五〇〇
一九〇四年	一六	二大、五〇〇
一九〇五年	一七	一四、五〇〇
一九〇六年	一八	七五、〇〇〇
一九〇七年	一九	四七五、二五〇
一九〇八年	二〇	

一八九〇年
大 三 三

一八九九年

七八

二九四、五〇六

一九〇〇年

ニ三

一、大三二、三一〇

〇〇一年

二三

五八八、八五〇

〇二年

二六

一三七、〇〇〇

〇四年

二三六

二三六、一九四

〇五年

一三七

五九六、八七六

(右表は統計に據方的合団は除外し、公益事業会社の合併及び合団後の資本が旨萬ドル以下の場合は含まない。)

三、トラスト及和解代

トラスト及和解代は首次立法化されると至つたが、一番

これが反つて米国の海外貿易に悪影響を及ぼすことと有

つた。当時米国の海外貿易は英國の経験、地盤、海運並に金融上に便宜と、独逸の強大な組織力に比し劣勢であり、特に次の数年に於いて國際間の競争上不利な立場に置かれてゐた。

世界的主要國では輸出増進を目的とする組合が許されてゐる。

(一) 海外市場の開拓については往々政府の援助を受け、又は政府の参加する外國の企業組合が其の範囲を國際的に亘つていらざると競争しなければならぬ。

スウエッフル法(輸出貿易法)の成立

米国の海外貿易を伸張せしめるためにはこれからに对抗し得る組織を今後作ること、急務となり、これの可否に付て商部通商委員会に諮問された。同委員会は一九一六年、貿易業者の困詰を是認して「米国輸出貿易業における復興に資する報告」を作成した。これは同年八月下旬

15

3. カツバーヴオルステッド法(一九二二年二月)
- 本法は農業者の結合を認めて公認し、トラスト禁止法の重要を例外とすつた。同法の主要点は左の通りである。
- (一) 農夫、牧畜農場主、醸農場主、果樹栽培業者として農産物の生産に従事する者は、組合又は団体を組織し、併同してその農産物を肥料とする製造に従事し、販売の準備を為し、販売及び國際取引によつて売出すことを得る。
- (二) 組合は組員相互の利益を目的として經營すべきとのであつて、州際又は國際取引においてその独占又は通商の制限を為し、農産物の価格を不当に吊上げるが如き場合には農務長官は審査し得る。
4. 企業結合運動の活潑化

以上の立法に表はれた如くトラストに対する政府及び輿論は單にトラストを方故に禁じせず、農業者にして不正

16

に提出されたウエーナー法(農業の根本原則に賛成したものである)、同法(業は又輸出貿易法(業と並んであるもの)であり、重要な論点に修正を加へられたが、一九一八年四月ウイルソン大統領の裁可を得て施行されたに至つた。同法の要領は次の通りである。

(一) シヤーマン法は輸出貿易のみを目的として組織し、現に輸出貿易に從事する組合及びかかる組合が輸出貿易上組織した投票若くは行いたる行動を違法と宣言したものがではない。

(二) 会社は国内の通商を制限し又は実質上競争を滅殺しない限り、本法の規定に基き設立された会社の株式、又はその他の資本の全部又は一部を取得することを(得)ヘグレイントン法(第七條の修正)。

者の如く米国の反トラスト政策は先づ米国の海外貿易の保護を企圖して緩和され、至つたのである。

ク

16

行焉なく、そり經營能率増進により、優秀な商員・サ
ウイスク多量、且更に採掘する合間に對しては米國產
業の發展の觀東より蘇、又は獎勵する機会を得て至つ
た。

しかしこの當時のトライベトは第一次大戰中に於ける米國
貿易上の進歩及び戰後之世界的不況を反映し、左の觀東
につき實的變化を見えせらいた。

(一)能率の如何を顧みず、すべての同業者を獲得して競争
を攘棄しようとする形式的獨占を廢止して、工場の位
置、作業能率等を慣習に考慮し、無駄の廃除、產業の
要足を主眼とする建設的な協同を標榜した。

(二)從前之聯合は産業の基礎部門に行はれたが、エンジン
法よりサーキス、商業部門等の直接消費部門まで結合
が行はれようになり、その結果消費者に脅威を及ぼ
すようになつた。

(三)クレトン法により舊有團体の各認により勞働界における
る團結及び運動は爲しかつた。

第一次大戰後へ一九一九(十二八年)の加工業及び鉱山
業の業種別合併数は、左表の通りである。

業種	全体	業種	全体
石油	一二四	百炭	五八
非鐵金屬	一一一	鐵物	一〇四
化學製品	五九	食料	一二八
その他	二四六	木材及紙	九一
合計		二二六八	

トライベトに対する輿論の変化

(一)シマーベン法改正の主張

以上のトライベト統制を目的とする立法乃至慣例、又戰
後の不況対策の一として企業集中は進展し、輿論シ本
シベーマン法に拘泥したの実に付て緩和を是認する論が

表は取た。

(1) 獨占的團結を抑圧の余り独占を設定する実力もなく、その目的が合法的な企業單位の被差活動を禁じし、ために却つて國家の産業上の利益まで害してゐる。

(2) 企業集申の慣習は経済上必然の現象であり、これに反対する二ことは無益である。また集申自体が有りであることは立証できない。

寧ろ二項を認め適当で取締により、その長を採り短を棄つべきである。

(3) 第一次大戦後の不況は生産過剰による所要い。この是同業者間の公正な競争を蘇生しようとする政策の結果、業者は不賄費を以て大量設備を背負わなければならぬくなつた結果である。この対策として企業の適当な結合を容認して國家資本の浪費を防止しなければならない。

以上の如く審観的有能有状態の変化に拘らず、米国民生活者の擁護と、トラスト運動に内在する危険性を考慮して、米国大審院は傳統的にトラスト取締強化策をとりました。政府側も取締りの行き過ぎを警戒せらる。取締は修正を提議も得なかつたものである。

四、トラスト政策の変化

1. 政府のトラスト政策が用ひに緩和されたのはニエードイル時代に入つてからである。即ち産業振興の企図より業者に最低債務の保障、労働時間の制限、組合の許認等を以て勞資の協調を図つたものである。

2. ニエードイル辰稟後の再開發に当つては休眠狀態にあつ

た。獨占禁止政策は再び表面に現はれてきたのであるが、從來この問題は連邦商業委員会が中心とすつて政策を推し進められてきたのであるが、司法省中心に移りその持つ意義が漸くの動きに応じて著しく変化した。

(一) 獨占は自由競争の障壁と云ふ觀点ばかりでなく法律上の独占を取締りた。

(二) 自由競争又は自由企業の保護と云ふ觀点から独占形式に至らずとし企業の大規模が問題とされた。

(三) 企業の大規模が具体的に問題となつたのは、一九三七年暮デフレ恐慌が表はれた際、司法省シヤーマン内務省イッキーズ等の主張により、獨占の存在が世間に原因するかといふ鍵失たり問題とされたのである。

(四) 一九三八年経済能力の集中に因する委員会を設置したとき大統領の提案に基き成立した、通商國民經濟委員会はその決議事項を発表した。

(1) アンチトラスト法を厳格に実施すること

(2) クレントン法第七條を改正すること

同様は会社間の競争を減殺し通商を制限し、又は独占を行ひ力ある場合、一會社が他会社の株式若くは出資を得てすることを禁じてゐるが、このような結果を生じるに單なる投資は許されてゐたが、大企業を抑制するといふ見地よりこれを許されることは改正する。

(3) 特許法を改正すること

特許は獨占乃至大企業の形態に大きな役割を持つことが実益されたからである。

(5) 府の委員会の報告に基づき當然議会にトラスト禁止法が提案される等であつたが、一九四一年には歐洲戦争は相当進んでおり、更に同年末にはアメリカ自身が参戦するようになつたから実現するに至らなかつたもので

あ
る。

五、今次大戦中の獨占禁正政策

參戰後政府の問題は終戦問題としての意義を裏ひ、單ろ續盤的に國務上の要請を充てたため軍需生産の引揚を団結必要より運用上終結せたものである。

1. 獨占問題は一九四二年九月より、ビートル族華麗長、スティムソン陸相、ノックス海相及びアーノルド反トラスト部長の他各の提案を大統領が承認した形式にて行政措置を行ふこととなつた。

2. 現にトマストラスト事務として像争中のものは陸海相、農事総長、司法省、アンチトラスト部長が国防上重大な支障をきたすことを認めたりときは、調査の中止又は判決を延期する。両者の意見が一致しないときは大統領の裁決によることとした。

3. 然し競争中トラスト禁止は全然なかつたのでなく司法省は次の方法により抑止した。

(1) 特許の制限

戦争中は新規技術を急速に需要とするが、技術の発達には大規模な調査研究が必要である。現行特許法は技術は大企業に独占的に集中させ、自由企業或は中規模の企業を抑圧する才能があつた。この対抗の方法で是正した。

(1) 二足の特許技術は強制的にオーバンガードに集中して一般的に公開利用さず。從来自動車工業の技術の発達はこの方法がとられてゐた。

(2) 政府は技術家或は技術研究に資金を提供し、その結果を一般に利用さず。

大、最近にありの動向

1. 米国の型態としてある自由競争乃至自由競争の行はれる

経済社会の実現へ、努力は、共和党議会となり一層裕車をかけられるだらう。

これは唯に国内の独占架圧又はその本質とみらばる企業の大規模の制限問題としてだけでなく、國際的規模にて甚大し、戦後の世界經濟組織を改めようとする意図がうががはれむ。

右は日本に対しては財團の解体となり、独立に対してはカルテル、シンヂケートの解体といふ形を以て現はれたものと見るやきであらう。

2. 然し戦後米国はトルーマン大統領の一般教説に示される如く、全産業は以上より更に一つ若しくは少數の会社によつて支配されである。かれらはより高い利潤をあらざるために生産を削減し、かくで雇用と購買力を減少することができるのである。戦後の主なる事業の合併を表

に掲げる。

種別

業種 合同産業

種

要

合 連鎖事業 の 横帶
記 券業 不 営
電機事業

営收合持
買 收 製

買收横帶
一億二千五百五万帶

3. 戦後の企業の合併運は戦時中の過度の膨脹の修正でとあらうが依然としてこれにより大企業化乃至独占へと發展する可能性を有す。この傾向こそ米国の堅持する資本主義經濟の運び難い現象であり、この矛盾を如何に克服すければ人相違幾々に譲せぬか、を問題なものである。

25

24